



様式第7号（第14条関係）

西条市指令衛第596号  
令和8年2月25日

一般廃棄物収集運搬業許可（更新）証

西条市長 高橋 敏明



西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり、一般廃棄物収集運搬業を許可する。

許可業者	住所	西条市樋之口452番地8
	名称	西条環境整備株式会社
	代表者	代表取締役 稲井 翔汰
許可期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間	
収集区域	西条市内	
一般廃棄物の種類	ごみ	
許可条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 収集運搬を行うにあたっては、常に関係法規を遵守すること。 なお、西条市一般廃棄物収集運搬業許可基準第7条に該当した場合は、業務の停止もしくは許可の取消しを行うことがある。</li><li>2. 収集運搬を行うにあたっては、廃棄物が飛散流出及び悪臭もれを生じないように注意すること。</li><li>3. 収集した一般廃棄物は原則として道前クリーンセンターに搬入するものとする。</li><li>4. 市が指示する帳簿類を月ごとに作成し、処理実績を翌月10日までに報告すること。</li></ol>	